

GDS商品マスタ 登録ガイドライン 第2版

日本GCI推進協議会
GDSWG普及推進分科会

更新履歴

更新日	ガイドライン バージョン	マスタ項目 バージョン	更新者
2008/02/22	第1版	1.8.1	普及推進分科会
2009/04/1	第2版	1.9.1	チームA (情報品質・導入事例紹介チーム)

- 本ガイドラインは、GDSにはどのような項目があり、どのようにデータの登録をすればよいのかを確認するための資料です。
 - 各企業の登録担当者が、それぞれの登録項目に対して共通認識を持てるようにして、データ品質の向上・維持ができることを目的としています。
- 本ガイドラインの対象者
 - 本ガイドラインの主な対象者は、メーカー企業のデータ登録者の方々です（GDSの知識がなくても活用できるようにしてあります）。
 - 卸、小売業の方には導入検討時に自社商品マスタとのマッピング等に活用いただけるように作成しています。
 - 本ガイドラインは、主に日雑、加工食品領域について説明するものとし、以後、対象領域を広げてまいります。
 - 本ガイドラインの利用方法
 - 導入検討企業の方は自社の商品マスタとのマッピング作業にご活用いただき、マッピングできない項目についてどのように登録していくかをご参考になしてください。
 - 導入企業の方は、データベースへの登録担当者にGDSの登録ルールが引継ぎできるための資料としてご活用ください。
- 本資料が、GDSへの理解を助け、皆様のGDSの導入に役立つものとなれば幸いです。

日本GCI推進協議会 GDSワーキング
2007年度普及推進分科会 リーダー一同

1. GDSとは

- 1-1. 序論
- 1-2. マスタ構造の特徴

2. マスタ項目一覧表の説明

- 2-1. マスタ項目一覧表とは
- 2-2. ヘッダー項目
- 2-3. ヘッダ項目の説明
- 2-4. カテゴリの説明

3. マスタ項目の説明

- 3-1. グローバルキー
- 3-2. 商品記述情報
- 3-3. 商品識別情報
- 3-4. 企業識別情報
- 3-5. 商品分類情報
- 3-6. 容量・重量情報
- 3-7. 寸法(サイズ)情報
- 3-8. 配送形態・入り数情報
- 3-9. 価格情報
- 3-10. 棚割用情報
- 3-11. 税情報
- 3-12. 酒類情報
- 3-13. 商品取扱情報
- 3-14. 日付情報
- 3-15. 発注方式関連
- 3-16. 温度帯
- 3-17. パレット仕様
- 3-18. 栄養表示内容
- 3-19. 添加物情報

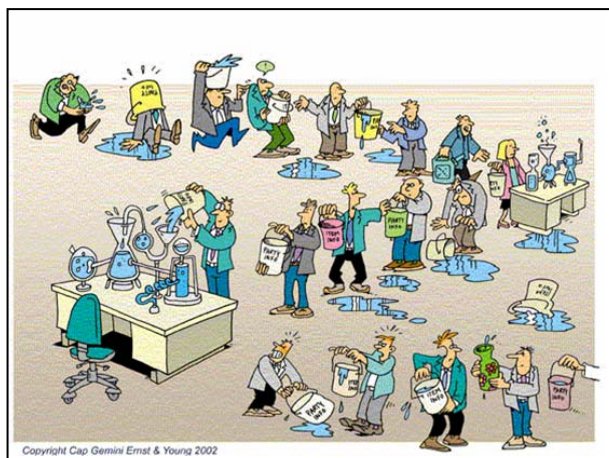
Point

- GDS(Global Data Synchronization)とは、標準データ同期化のこと。
 - 日本では、まず商品情報の同期化を目指す。
-
- GDS(Global Data Synchronization)とは、標準データ同期化のことです。海外では企業間で商品情報、企業情報、価格情報などのデータ同期化を実現しています。
 - 日本では、まず商品情報の同期化を目指しています。複数存在するデータベースを、インターネットを活用して相互に接続することによって、メーカー、卸売業、小売業が企業規模に関係なく、商品情報を共有化できるシステムです。
 - このシステムを実現することで、売手側が自社のデータベースに商品情報を登録すると、様々な買手と登録した商品情報を一元的に共有することができます。

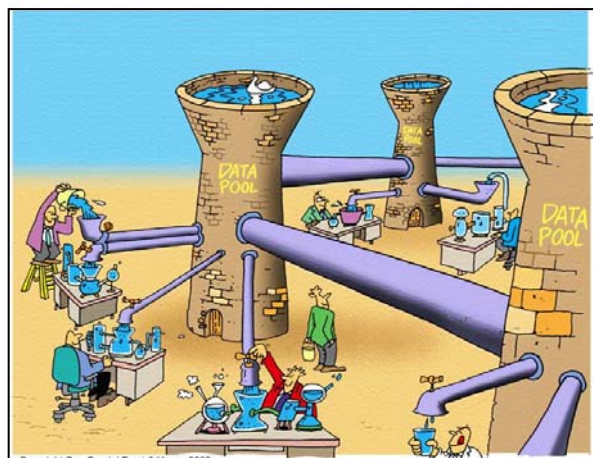
Point

- GDSの導入によって目指すのは、「データ品質の向上」と「タイムリーな受け渡し」。

GDS導入前



GDS導入後

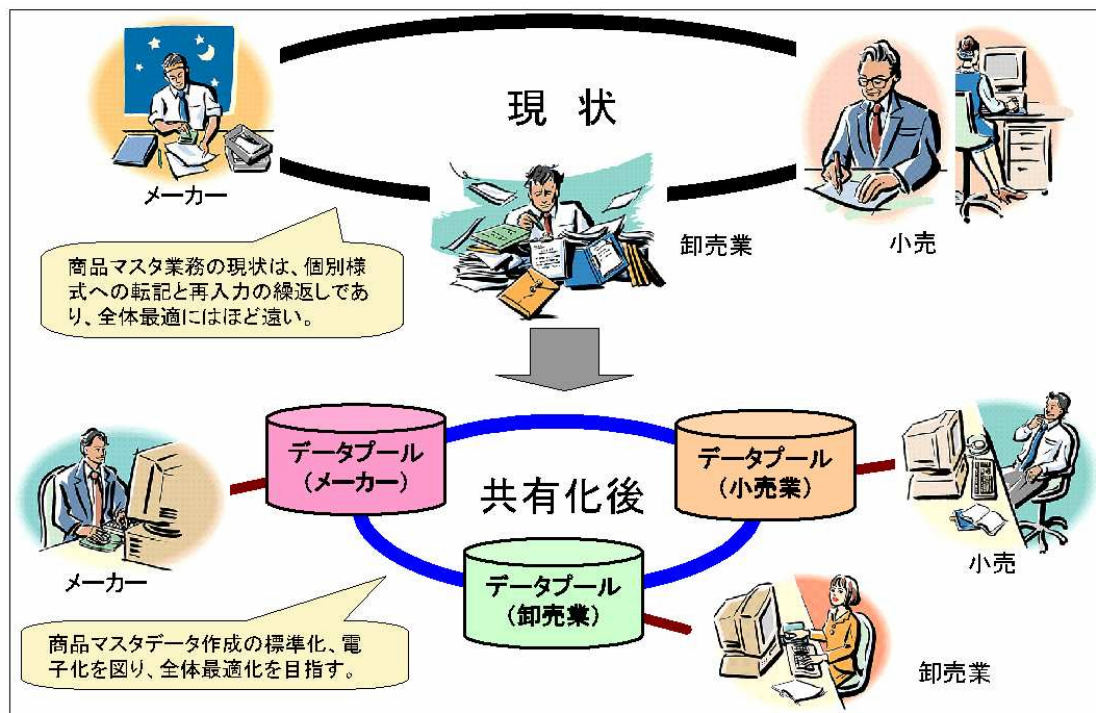


© Cap Gemini Ernst & Young

- 現在、企業の情報伝達はバケツ・リレーのようにいろいろな人の手を介して行っています。そのため、情報の漏れ(誤り)が発生し、また時間もかかっています。
- GDS導入により、各企業のデータベースをネットワーク(水道管)でつなぐことで、データ品質の向上と、タイムリーな受け渡しが実現できます。
- メーカーにとっては、登録した商品情報が直接小売業のPOP、レシート、棚札などに反映されることによって、消費者へのブランド認知を管理しやすくなるなどのメリットもあります。

Point

- GDSは、データプール間の接続によって成り立っており、製配販はデータプールを介して情報を共有する。

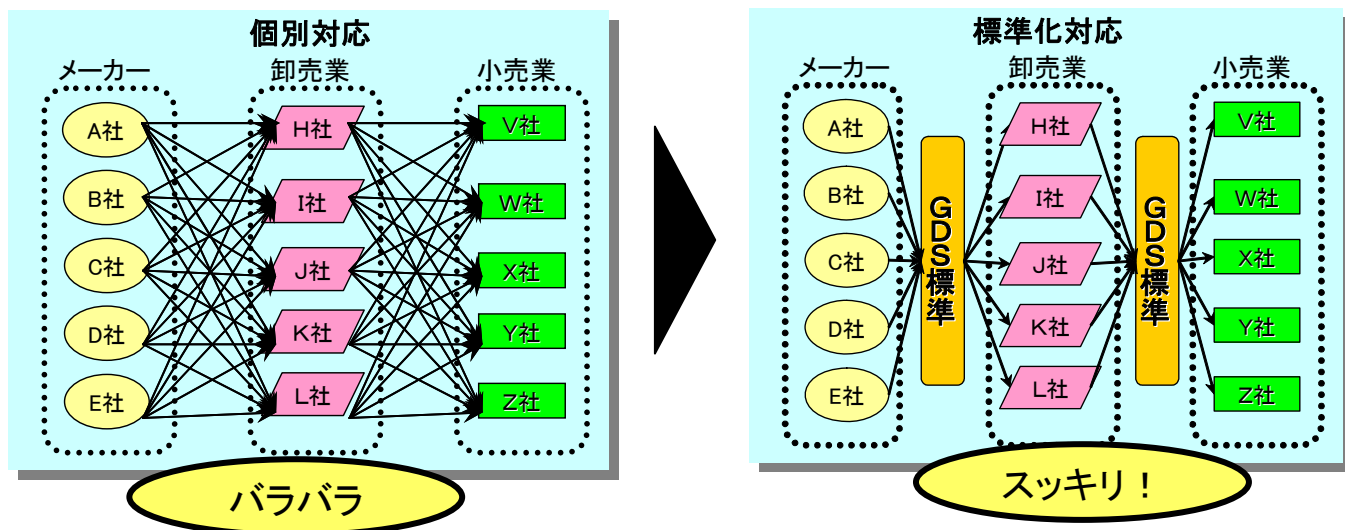


- GDS導入前は売手側が買手側に向けて、各企業独自の媒体・形式に合わせて商品情報の提供を行っていました。
- GDS導入後は、各社がそれぞれのデータプール(以下DP※)に接続することで、データの共有化を実現します。

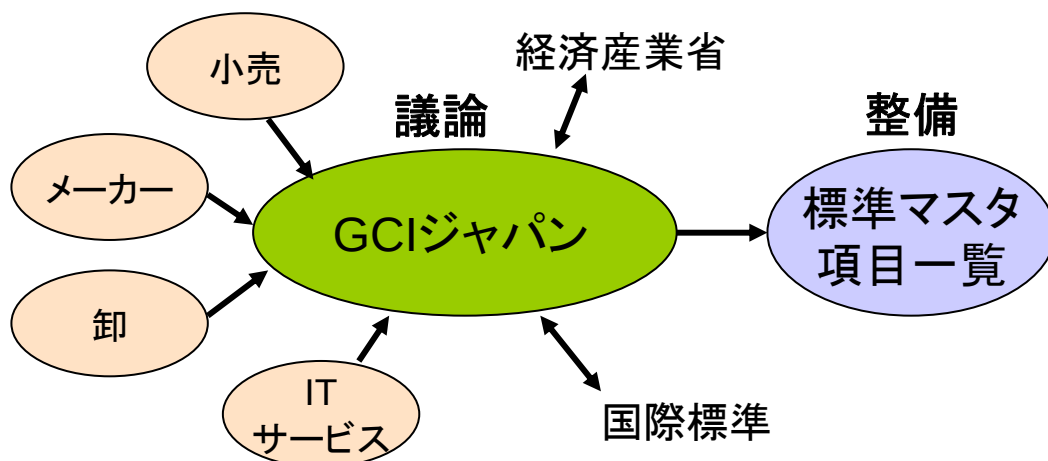
※ GDSを行うためにはデータプールへの接続が必要不可欠となります。
データプールのサービスは業界VAN会社などが提供しています。

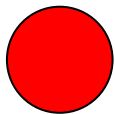
Point

- GDSの実現とデータ項目の標準化は一体化している



- GDSを実現するためには、これまで各社バラバラだったデータ項目(フォーマット)を標準化することが必要です。
- GCIジャパンでは、GDSの基盤となるマスタ項目を整備し、GDS実現を支援してきました。





Point

・ マスタ項目は様々な情報により構成される

- マスタ項目は、様々な情報により構成されます。現段階では220項目あります。この項目には、メーカーが管理する項目と、相対(卸売業ー小売業間)で決定する項目があります。

No.	カテゴリ	説明	項目数
1	グローバルキー	グローバルでの標準項目。詳細は16ページを参照	6
2	商品記述情報	商品名称、レシート名称などの情報。ここで登録した情報は、店頭棚札、POP、レシートの表示に用いられる。	35
3	商品識別情報	ITFコードやスキャン用コードなど、運用上必要な商品識別コード	8
4	企業識別情報	メーカーコード、受領者のGLNなどの企業情報	6
5	商品分類情報	グローバルの分類であるGPC、日本のJICFS等から構成	11
6	発注情報	発注サイクルなどの情報	25
7	容量・重量情報	商品等当該階層の容量・重量情報	13
8	寸法(サイズ)情報	商品等当該階層のサイズ情報	19
9	配送形態・入り数情報	配送形態・入り数情報	1
10	価格情報	売単価など価格に関する情報	17
11	棚割用情報	画像のリンクなど	4
12	税情報	税率や区分(内税か否か)など消費税に関わる項目	3
13	酒類情報	酒税等酒類固有の項目	8
14	商品取扱い情報	品質保証期限など商品の取扱いに関わる情報	17
15	日付情報	発注・販売・納品などに関わる日付の情報	14
16	発注方式関連	当該商品階層での発注・配送・決済の可否などを設定	4
17	温度帯	取扱いの最低温度・最高温度など	7
18	パレット仕様	パレットの種類等の情報	4
19	栄養表示内容	熱量、タンパク質などパッケージに記載される栄養情報	10
20	一般医薬品情報	一般医薬品の添付(説明)文書の情報	8
合計			220

Point

- ・メーカーが登録する項目は、日用雑貨では30～40項目程度。
- ・情報の整備・登録が必要なのは、主に共有項目と呼ばれる製配販で共有する商品情報の項目。

- ・メーカーが登録する項目は135項目あります。
- ・ただし、業界により登録が不要な項目や、システム上あらかじめ設定されている項目もありますので、実際に登録する項目はそれよりも少なく、現在実装している日用雑貨業界のDPでは30～40項目程度です。

<カテゴリ別メーカー登録項目数>

No.	カテゴリ	メーカー登録項目数	その他	計	No.	カテゴリ	メーカー登録項目数	その他	計
1	グローバルキー	6	0	6	11	棚割用情報	1	3	4
2	商品記述情報	35	0	35	12	税情報	3	0	3
3	商品識別情報	5	3	8	13	酒類情報	8	0	8
4	企業識別情報	3	3	6	14	商品取扱い情報	4	13	17
5	商品分類情報	2	9	11	15	日付情報	3	11	14
6	発注情報	0	25	25	16	発注方式関連	4	0	4
7	容量・重量情報	13	0	13	17	温度帯	3	4	7
8	寸法(サイズ)情報	19	0	19	18	パレット仕様	4	0	4
9	配送形態・入り数情報	1	0	1	19	表示栄養成分	10	0	10
10	価格情報	3	14	17	20	一般医薬品情報	8	0	8
					—	合計	135	85	220

※ 共有項目はメーカーのみが登録する項目です。本ガイドラインでは、この120項目に、卸売業者も登録する可能性のある右の7項目を加えた127項目をメーカー登録項目としています。

カテゴリ	項番	項目名
企業識別情報	234	情報受領者GLN
商品取扱い情報	103	センター納品期限
商品取扱い情報	104	センター納品期限単位コード
発注方式関連	47	店頭販売単位フラグ
発注方式関連	48	発注可能フラグ
発注方式関連	49	物流単位フラグ
発注方式関連	50	決済単位フラグ

1-2. マスタ構造の特徴

1-2-2. 階層の考え方

Point

- GDSのマスタは一般的なマスタ構造とは異なる。
- ケースやパレット等の荷姿ごとに、データを階層的に管理するのが特徴。
- 従来の商品マスタとはデータの構造が異なるので、注意が必要です。
- 通常の日本の商品マスタは、商品コード(JANコード)に必要な応じて物流情報項目を設定して登録する形式でした(図表上段)。一方、GDS上では階層(ケース、パレット等)ごとにGTINを付番して複数のデータ(行、レコード)で管理します(図表下段)。
- その階層を紐付けるために、項目に入り数(次下位層アイテム数)という項目があり、上位階層データ(たとえばパレット)は次下位層(ケース)のGTINをセットする形式になります。

現行

JANコード	商品名	単品	ケース情報			パレット情報	
		寸法	ITF	寸法	入数	寸法	入数
4900000000009	あああ	10×10×10	0104900000000008	40×80×20	24	400×800×200	50ケース

変更後

GTIN	商品名	寸法	次下位層GTIN	次下位層GTIN数	
24900000000005	あああ	400×800×200	14900000000006	50	パレット
14900000000006	あああ	40×80×20	04900000000009	24	ケース
04900000000009	あああ	10×10×10			単品

<相違点>

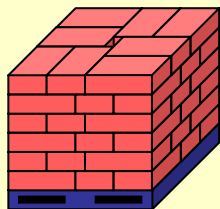
- ・1レコードが3レコードに変更。
- ・GTINでコード管理。
- ・コード符番をしていなかったパレットもGTIN符番。

Point

- 商品階層について4つの階層を設定している。
- ただし、全ての階層を登録しなければならないわけではなく、実務上の必要性に応じて利用する。

- 物流の階層構造に基づいて、4つの階層を設定します。
- グローバルではDisplay Shipper(DS)を加えた5階層ですが、日本では商品によって用いられている階層が異なることから、全ての階層を登録しなければならないわけではなく、実務上の必要性に応じて利用してください。

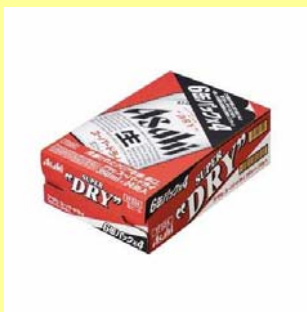
PL (Pallet)



パレット

1種類の商品をパレットに組み付けた単位

CA (Case)



外箱
(単箱、消費者向け)

外箱単位

PK (Pack)



6缶パック

内箱単位

EA (Each)



単品

個装単位

Point

- マスタ項目一覧表とは、データの受け渡しを行うための項目を定義したもの

- マスタ項目一覧表とは、データの受け渡しを行うための項目を定義したものです。
- 本ガイドラインでは、ヘッダーの項目の説明は(Page13、14)と、各マスタ項目の概要(Page15～)について説明します。

＜マスタ項目一覧イメージ＞

基本情報								項目特性		用途、備考
通番	No.	カテゴリ	項目名	項目内容（定義）	半 or 全	項目桁数	型	コード リスト あり	繰返	
1	1	グローバルキー	GTIN	国際標準の商品識別コード	半	14	文字			商品識別等
2	1	グローバルキー	情報提供者GLN	商品マスタ情報の提供者を表す（GLN）。情報提供者となりえる事業者（メーカー、卸など）あるいはその事業所・支店・拠点。	半	13	文字			
3	1	グローバルキー	販売対象国コード	商品（GTIN）が展開される対象の市場を国レベルで表視する。ISOに定めるところの国コードを用いる。	半	3	文字	○		840= アメリカ合衆国、 316= 日本
4	1	グローバルキー	販売対象地域コード	商品の展開対象市場を国より小さい単位で示す。日本の場合には、都道府県を表す。	半	2	文字	○		例：02= 青森、12= 千葉
5	1	グローバルキー	PTIH （商品階層）	荷姿を表記。その外装が、商品階層のどのレベルかを表示する。	半	max35	文字			階層別に必要な項目の シリアル制御用、統計用 （例：Base_Unit_or_Ea Pallet）
6	1	グローバルキー	次下位層GTIN	商品階層において、自分の次の階層（下位）のGTINを指定する。	半	14	文字		N11	商品階層における親子 用いる。
7	2	商品記述情報	メーカー正式商品名	商品パッケージ記載内容と同一の商品名。登録ルールは備考に記載。	全	max60	文字			POP用
8	2	商品記述情報	商品名（長）	制限桁数（25）に編集した商品名。登録ルールは備考に記載。	全	max25	文字			卸/小売商品マスタの プライスカード、オー ド付帳票

各項目

Point

- マスタ項目一覧表のヘッダーは大きく分けて7つの分類で構成されている。
- ヘッダーとはマスタ項目一覧表の表頭の部分です。一覧に掲載されている各項目の定義や用途、内容、属性等を表しています。
- 大きく分けて以下のような7つの分類で構成されています。
 1. 基本情報
 2. 項目特性
 3. 項目説明補足
 4. 設定条件区分
 5. 階層別データ共通度区分
 6. 共有区分
 7. 業界利用区分
- 本ガイドラインでは、この7つの分類のうち、特に1～3をわかりやすく説明しています。

2. マスタ項目一覧表の説明

2-3. ヘッダーの説明

<ヘッダー項目一覧>

分類	列番	ヘッダー名称	ヘッダーの内容・意味
基本情報	1 通番		・マスタ項目一覧上の連番を振っています ・項目の追加・削除があると変更になります
	2 項番		・項目の発生順に付番されます ・項目削除されても変更はありません
	4 カテゴリ		・各項目を情報の単位・用途で分類したものです ・グローバルキーは登録必須です
	5 項目名		・マスタ上の項目名です ・ユーザー・業界・DPによって利用している名称とは異なる可能性があります
	7 項目内容（定義）		・当該項目の定義（意味）を記載しています
	8 半○r全		・当該項目の文字または数値の形式を示します ・“全”：全角、“半”：半角、“半+全”：半角と全角が混在している事を意味します
	9 項目桁数		・当該項目の文字数、桁数を示します
	10 型		・当該項目のデータの型（タイプ）を表します ・“文字型”、“数値型”、“日付型”、“ブール型”があります
項目特性	11 コードリストあり		・“○”がついている項目は、別途、コードリスト表があります ・項目登録の際は、コードリストから適切な値を選択します
	12 繰返		・ひとつのGTINに対し、当該項目を複数設定する可能性のある項目を示します ・N1：容器の素材、N3：発注情報、N4：販売対象国・地域、N5：棚割用画像、N11：次下位層GTINの単位で複数登録が可能な項目です
項目説明 補足	13 用途・例		・当該項目の用途や、設定の例を記載しています
	14 備考		・各欄で表現できない内容や補足を記載しています
設定条件 区分	15 店頭販売単位／非販売単位		・設定条件区分とは店頭販売単位、非販売単位別に設定が必須、任意を表します ・“必須”の項目は設定が必須です ・“任意”の項目は必要があれば設定してください ・“条件付き必須”の項目は、必須となる場合の条件を備考欄に記載しています
階層別 データ 共通度 区分	16 共通度 PL/CA/PK/EA		・PLはパレット、CAはケース、PKはパック、ボール、EAは単品の意味です ・“Y”は、GTIN各階層とも同じ内容を設定する項目であることを示しています ・“N”は、GTIN各階層で独立した内容を設定する項目であることを示しています ・“空白”は、GTINが当該階層の場合は、設定の必要が無い項目であることを示しています ・店頭販売単位が“Y”の場合は、どの階層であっても“EA”となります
共有区分	17 共有区分		・製販配で共有する項目か否かを示しています ・“○”のついている項目は製販配で共有すると思われる項目です。メーカーが登録をすることを原則とします ・“○”のついていない項目は、使用する企業間での個別取引として運用ルールを決めることとなります
業界利用 区分	18 業界共通～その他		・その業界で必要であると思われる項目に、マスタ項目情報提供・利用の参考として“○”をつけています

※ 一覧表において、各項目には番号が付番されています。これには通番と項番がありますが、本ガイドラインでは、すべて項番を用いて説明します。

※ 桁数が「max12.2」となっているものは、整数12桁と小数点以下2桁までが登録可能となっています。

※ ブール型とはYes/NoやTrue/Falseなど2値であらわされる型のことです。

2. マスタ項目一覧表の説明

2-3. ヘッダーの説明

<ヘッダー項目一覧>補足説明

- 設定条件区分
 - － 店頭販売単位
 - 登録情報の階層が店頭販売単位(単品等、店頭で販売される階層)の場合を示します。
 - 店頭販売単位に「必須」となっていれば、登録情報の階層が店頭販売単位には当該項目の登録が必須であることを示しています。
 - － 非店頭販売単位
 - 登録情報の階層が非店頭販売単位(パレット等、店頭での販売に用いられない階層)の場合を示します。
 - 非店頭販売単位に「必須」となっていれば、登録情報の階層が非店頭販売単位には当該項目の登録が必須であることを示しています。
- 階層別データ共有度区分
 - 階層別に当該項目を同じ内容で登録すべきか、別の内容で登録すべきかを示しています。
 - 例えば、「配送形態・入り数情報」といった項目の場合、各階層で登録する入り数が異なるため、各階層で「N」が設定されることになります。
 - 一方、「メーカーコード」といった項目の場合、各階層でも登録する内容は変わらないため、各階層で「Y」が設定されます。
 - 店頭販売単位(単品等)でしか用いられない項目については、単品(EA)が「N」となり、他の階層が空欄となり、設定が不要となります。

- 本章よりマスタ項目別の登録ルールについて説明していきます。
- 説明の順番については「マスタ項目一覧表」のカテゴリ別に記述しています。また、項目の順番については、説明しやすい形式に一部並び替えをおこなっている箇所があります。
- 特に登録ルールがわかりづらい項目については、既に存在する商品を使用して登録事例を記述しています。

3. マスタ項目の説明

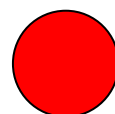
3-1. グローバルキー

Point

- ・ グローバルキーのうち、GDSで重要な項目はGTIN、GLN、TMの3つ。それぞれ、国際標準に基づいたコード体系となっている。
- ・ グローバルキーの中で重要な項目は、GTIN、GLN、TMの3つです。
 - GTIN(Global Trade Item Number)とは、国際標準に基づく14桁の商品コードです。JANコード、UPCコード、ITFコードなどを包括する商品コードです。
 - GLN(Global Location Number)とは、国際標準に基づく13桁の企業／事業所コードです。
 - TM(Target Market)とは、販売先を表す国コードで、「販売対象国コード」のことです。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
15	GTIN	国際標準の商品識別コード	半	14	文字	必須	必須		
219	情報提供者GLN	商品マスタ情報の提供者を表す(GLN)。情報提供者となりえる事業者(メーカー、卸など)あるいはその事業所・支店・拠点。	半	13	文字	必須	必須		
220	販売対象国コード	商品(GTIN)が展開される対象の市場を国レベルで表現する。ISOに定めるところの国コードを用いる。	半	3	文字	必須	必須	○	
221	販売対象地域コード	商品の展開対象市場を国より小さい単位で示す。日本の場合には、都道府県を表す。	半	2	文字	任意	任意	○	
46	PTIH(商品階層)	荷姿を表記。その外装が、商品階層のどのレベルかを表示する。	半	max35	文字	必須	必須		
222	次下位層GTIN	商品階層において、自分の次の階層(下位)のGTINを指定する。	半	14	文字	条件付必須	条件付必須		有り



GTIN

- GTINとは、GS1が管理する商品コード体系(システム上で管理するコード)です。バーコードシンボルの体系ではなく、商品コードの体系です(詳細は<http://www.dsri.jp/baredi/gtin/>参照)。
- GTINは商品コードと物の一致を図ること、そして商品コードの桁数揃えを行うために開発したコード概念です。GTINの導入が進んでも、既存のJANシンボル、ITFシンボルの桁数が変わることは全くありません。JANシンボルはGTIN13、ITFシンボルはGTIN14、JAN短縮はGTIN8、UPCA(12桁)はGTIN12に対応します。また、POS用にはJAN、物流用にはITFという使い分けを明確に行います。
- 日本では、GTINへの移行と並行して、GS1標準の体系では定義されていないITF16の廃止とITF14への移行、ケースJANコードへのGTIN対応、非内包形商品アイテムコードの利用が開始されます。
- GTINへの移行にあわせて、アロケーションルールの見直しが行われています。アロケーションルールは、既存のJANコードのアロケーションルールと異なる部分があります(例えば、20%ルールなど)。関係者は必ずアロケーションルールを参照して登録を進める必要があります。

ナンバー構造	14桁のGTIN													
	T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	T8	T9	T10	T11	T12	T13	T14
ITF-14	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10	N11	N12	N13	N14
EAN-13(JAN-13)	0	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10	N11	N12	N13
UPC-12	0	0	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7	N8	N9	N10	N11	N12
EAN-8(JAN-8)	0	0	0	0	0	0	0	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7

※ GS1とは世界規模で流通標準化をすすめる組織です。なお日本における窓口は(財)流通システム開発センターです。

3. マスタ項目の説明

3-1. グローバルキー

GLN

- GLNとは、GS1が管理する企業／事業者コードの体系です。企業の本社から事業所までの識別を行うコードのことです（詳細は<http://www.dsri.jp/code/gln/index.htm>参照）。
- GLNは企業の物理的な事業所識別、機能上の事業所識別で利用されるコードです。グローバルで共通に利用することができますが、既存の業界別企業コードとは異なるため、コード体系とアロケーションルールを事前に調べてから、利用を開始する必要があります。
- 現状では10桁GLN専用企業コード、11桁GLN専用企業コード、7桁JANメーカーコード、9桁JANメーカーコードの4つのパターンが存在しています。

ナンバー構造	GLN13桁												
	T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7	T8	T9	T10	T11	T12	T13
GLN-10桁利用	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	L1	L2	C/D
GLN-11桁利用	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	L1	C/D
JAN-7桁利用	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	L1	L2	L3	L4	L5	C/D
JAN-9桁利用	J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	L1	L2	L3	C/D

販売対象国コード(TM)

- 販売対象国コード(ターゲット・マーケット:TM)は販売先国・地域を識別するコードです。マスタ項目一覧表では販売対象国コード(項番220)がTMにあたります。
- 日本の場合は、コードリストでは392となっています。しかし、現在は日本のみを対象としているため、DPのサービスで自動的にセットされている場合には登録する必要はありません。

3. マスタ項目の説明

3-1. グローバルキー

その他

- 販売対象地域コード

- 販売対象地域を指定するコードです。日本では都道府県を指定します。具体的なコードは以下のコードリストを参照してください。

※現在の運用では、原則登録を行わないこととなっていますので登録は不要です。

販売対象地域コード 都道府県コード	
01	北海道
02	青森
03	岩手
04	宮城
05	秋田
06	山形
07	福島
08	茨城
09	栃木
10	群馬
11	埼玉
12	千葉
13	東京
14	神奈川
15	新潟
16	富山
17	石川
18	福井
19	山梨
20	長野
21	岐阜
22	静岡
23	愛知
24	三重
25	滋賀

販売対象地域コード 都道府県コード	
26	京都
27	大阪
28	兵庫
29	奈良
30	和歌山
31	鳥取
32	島根
33	岡山
34	広島
35	山口
36	徳島
37	香川
38	愛媛
39	高知
40	福岡
41	佐賀
42	長崎
43	熊本
44	大分
45	宮崎
46	鹿児島
47	沖縄

3. マスタ項目の説明

3-1. グローバルキー

その他

- PTIH(商品階層)
 - 階層別の登録の際に必要な項目です。既に説明したとおり、日本では商品階層について4つの階層を設定しています。データプール側で個別登録できる場合は、わかりやすい階層名称が選択できるようになっています。
- 次下位層GTIN
 - 「階層の考え方」で説明したように、GDSでは階層ごとにGTINが付番されます。次下位層GTINとは当該商品の下の階層のGTINを表しています。つまり、ケースの場合には単品のGTINを登録し、単品の場合には登録する必要はありません。

<次下位層GTINのイメージ>

GTIN	商品名	寸法	次下位層GTIN
24900000000005	あああ	400×800×200	14900000000006
14900000000006	あああ	40×80×20	04900000000009
04900000000009	あああ	10×10×10	

単品の場合は、空欄に

パレット

ケース

単品

3. マスタ項目の説明

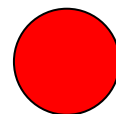
3-2-1. 商品記述情報＜概要＞

- 商品記述情報は項目が多いため、下記6カテゴリに分けて説明します。

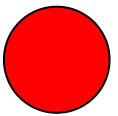
No.	カテゴリ詳細	項番	項目名
1	商品名称 漢字	24	メーカー正式商品名
		25	商品名・長
		29	商品名・短
		18	商品名一短縮メーカー名
		20	ブランド名(漢字)
		21	サブブランド名(漢字)
		23	商品名(漢字)
		191	レシート名
2	規格名称 漢字	30	商品名一内容量名
		31	商品名一規格単位名
		266	内訳商品規格
		267	内訳商品規格単位
		268	内訳入数
		269	内訳入数単位
3	商品、規格名称 カナ	32	商品カナ名・長
		33	商品カナ名・短
		192	商品カナ名一短縮メーカー名
		34	商品カナ名一内容量名
		35	商品カナ名一規格単位名
		270	内訳商品規格(カナ)
		271	内訳商品規格単位(カナ)
		272	内訳入数(カナ)
		273	内訳入数単位(カナ)
4	商品説明	37	商品特徴(フル)
		38	商品特徴(概要)
		39	商品特徴(短)
		36	C F 投入量
5	カラー情報	64	カラーコード団体名
		65	カラーコード
		66	カラー名

3. マスタ項目の説明

3-2-1. 商品記述情報＜概要＞



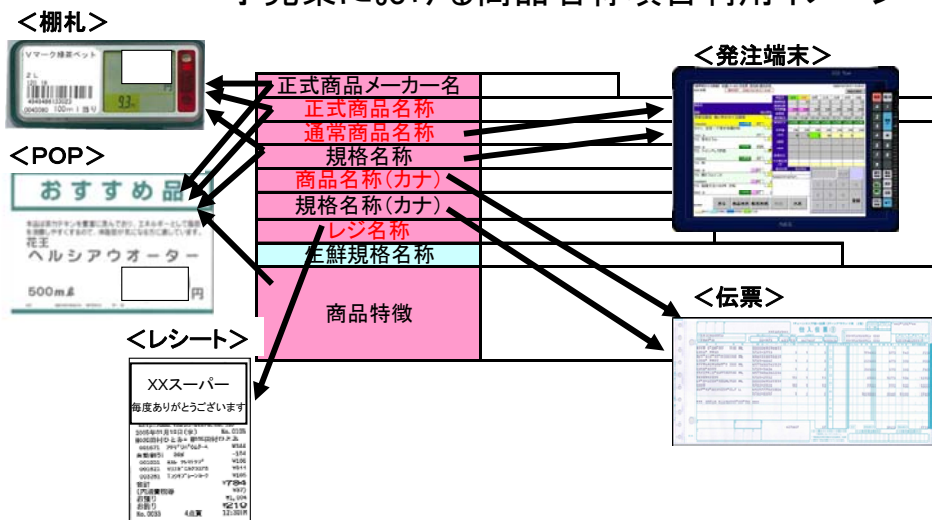
No.	カテゴリー詳細	項番	項目名
6	食品関連情報	193	原産国コード
		235	都道府県コード
		202	遺伝子組換え区分
		229	主たる原材料の原産国
		228	取り扱い注意(危険物等)区分



Point

- 商品名称項目については共通の登録ルールがあります。
 - 各メーカーはその共通登録ルールに従って登録する必要があります。
- 商品名称を登録する項目については、共通ルールに基づいて登録を行ってください。これらの項目は、小売業が消費者に対して表示する棚札、POP、レシート等、また従業員に対して表示する発注台帳、分析帳票等に使用します。そのためメーカー側で管理している商品名称ではなく、店頭で消費者が目にする商品パッケージと同様の名称で登録する必要があります。また、名称について項目の桁数が足りない場合は、その項目だけで商品がわかるように編集して登録する必要があります。

小売業における商品名称項目利用イメージ



上記内容の「GDS商品名称項目 共通登録ルール」について次ページから説明します。

「商品名称項目 共通登録ルール」

<商品名称の分解>

- 商品パッケージより名称項目を下記に分解を行います。
 - ①メーカー名 ※基本的に短縮メーカー名称(5桁)になります
 - ②ブランド名 (サブブランド名)
 - ③商品名
 - ④容器説明
 - ⑤内容量

次のような商品の場合は下記のように分解されます。

項目	酒類・加工食品	日雑
商品		
メーカー名	アサヒ	ユニリーバ
ブランド名		ダヴ
商品名	スーパードライ	アドバンスドダメージケア コンディショナー 詰替え用
容器説明	缶	
内容量	350ml × 6	400ml

メーカー視点では、スーパードライはブランド名になります。

注意事項

- | | |
|-------|---|
| メーカー名 | メーカー政策で表示したくない場合は省略が可能です。 |
| ブランド名 | 商品名と分解できる場合のみ分解します。
※分解できない場合、入力不要です。 |
| 容器説明 | 同一商品で複数の容器形態がない場合は登録が不要です。 |
| 内容量 | パッケージに容量掲載がない場合は登録が不要です。
※シュリンクパック商品は 単品容量 × 入数 で登録。 |

「商品名称項目 共通登録ルール」**<編集ルール>**

- それぞれの項目で指定してある分解項目のみ登録を行います。

- ①メーカー名
- ②ブランド名
- ③商品名
- ④容器説明
- ⑤内容量

※登録の順番についても上記順位で実施します。

- 各分解項目間は1文字空白を入れて登録してください。

(例) アサヒ スーパードライ 缶 350ml×6 ○
アサヒスーパードライ缶350ml×6 ×

- パッケージが英語表記の時は、なるべくカタカナに変換して登録してください。(カタカナの方がわかりやすい商品)

(例) Dove → ダヴ

「商品名称項目 共通登録ルール」**<内容量編集ルール>**

内容量の登録を行う時は下記ルールで登録を行います。

- **内容量登録必要商品**
一括表示で内容量表記が必要な商品、又は、同一単品商品を複数でまとめ売り販売をする商品（ビール6缶パック）
※セット商品（ギフト詰合せ商品）のように、登録が1箱となってしまふものは登録不要になります。
- **漢字名称登録**
一括表示の内容量を登録する。
（例） 340g、 1200ml、 10個
※数字は全角登録を行う。（千単位のカンマ編集はしない）
単位が英語表記の場合は全角小文字で登録する。
- **カナ名称登録**
漢字名称の登録内容を半角カナ変換して登録する。
（例） 340G、 1200ML、 10コ
※数字は半角登録を行う。（千単位のカンマ編集はしない）
単位が英語表記の場合は半角大文字で登録する。
- **シュリンクパック、ケース商品の登録**
単品容量を漢字名称登録ルールにもとづいて登録し、そのあとに×（かける）シュリンク入数を登録する。
（例） 350ml×6、 5g×40
※店頭での販売を対象としていないパックやケースは登録の必要はありません。 項番47「店頭販売単位」が“true”の商品のみ登録

「商品名称項目 共通登録ルール」

<省略ルール>

編集ルールで作成した商品名称桁数が指定桁数を超過してしまう場合は、下記ルールで編集処理を行ってください。

※最後の語句を削除するような編集は行わないでください。

- ①項目間の空白を削除
- ②容器説明の削除
- ③メーカー名の削除
- ④商品名の説明不要語句の削除
- ⑤商品名の説明可能な語句の略式編集

上記順番で編集処理を実施し、指定桁数になるように登録してください。

あくまでもどの商品名称項目でも、その登録内容が消費者レベルで商品パッケージと一致することが必要となります。

上記省略ルールは各企業間で省略方法がバラバラにならないためのルールです。

もし上記ルールでは、正しく表現できない場合は、各企業で編集ルールを工夫して登録してください。

3. マスタ項目の説明

3-2-2. 商品記述情報 <共通登録ルール>

業界データプールでの略号紹介

日経業界での商品名称の略号についてご紹介いたします。

●商品名共通の略号

名称	略号
ウォーター	W
エッセンス	E
クリーム	C
コンディショナー	CD
ジェル	J
シャンプー	SP
スプレー	SP
トニック	T
トリートメント	TR
ハード	HD
パック	P
フェイス	F
ボディ	B
ボトル	B
ポンプ	P
ライト	L
リンス	R
ローション	L

●色名称の略号

名称	略号
イエロー	YE
オレンジ	OR
グリーン	GR
ナチュラル	N
パープル	PU
ピンク	PK
ブラウン	BR
ブラック	BK
ブルー	BL
ホワイト	WT
レッド	RE

上記略号は各企業間で省略方法がバラバラにならないためのルールです。

業界別に省略する名称が変わってきます。今後各業界に対応した略号を設定していく予定です。

3. マスタ項目の説明

3-2-3. 商品記述情報 <商品名称 漢字>

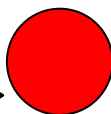
<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
24	メーカー正式商品名	商品パッケージ記載内容と同一の商品名。 登録ルールは備考に記載。	全	max60	文字	必須	必須		
25	商品名・長	制限桁数(25)に編集した商品名。	全	max25	文字	必須	任意		
29	商品名・短	制限桁数(14)に編集した商品名。	全	max14	文字	必須	任意		
18	商品名ー 短縮メーカー名	短縮したメーカー名。商品名の補足情報	全	max5	文字	必須	任意		
20	ブランド名(漢字)	メーカーが管理しているブランド名もしくはシリーズ名	全	max20	文字	条件付必須	条件付必須		
21	サブブランド名(漢字)	メーカーが管理しているサブブランド名	全	max20	文字	条件付必須	条件付必須		
23	商品名(漢字)	メーカー名、ブランド名、内容量を削除した商品名	全	max50	文字	必須	必須		
191	レシート名	制限桁数(9)に編集した商品名。 POSレジ(全角半角混在可能)に印字する商品名。 登録ルールは備考に記載	半+全	max18	文字 (全半角混在)	必須	任意		

商品名称を登録ルールにもとづき分解して、項目ごとに指定してある分解項目を登録していきます。

<分解項目>

- ①メーカー名
- ②ブランド名 (サブブランド名)
- ③商品名
- ④容器説明
- ⑤内容量



<項目別登録ルール>

項目名称	桁数	登録 分解項目	注意事項
メーカー正式 商品名	60	①メーカー名、②ブランド名、③商品名、④容器説明、⑤内容量	
商品名・長	25	①メーカー名or②ブランド名、③商品名、④容器説明、⑤内容量	②ブランド名が存在する場合は①メーカー名を登録しません
商品名・短	14	②ブランド名、③商品名、④容器説明	⑤内容量の登録はしません
商品名ー 短縮メーカー名	5	①メーカー名	メーカー政策で商品名に表記したくない場合は、登録不要です
ブランド名 (漢字)	20	②ブランド名	ブランドを登録して商品名が成り立たない時は、登録しません (ブランド名が”③商品名”に含まれる場合は登録不要)
サブブランド名 (漢字)	20	③商品名内のサブブランド名 (必要時のみ登録)	原則登録不要です。ブランド名+商品名で補えない場合に使用します
商品名(漢字)	50	③商品名+容器説明	
レシート名	9 (18)	①メーカー名or②ブランド名、③商品名、④容器説明、⑤内容量	特別編集ルールとして、内容量以外の数字、カタカナ、英文字は半角登録、内容量は半角大文字登録 (例) コーヒー牛乳190ml → コーヒー牛乳190ml

3. マスタ項目の説明

3-2-3. 商品記述情報 <商品名称 漢字>

<登録事例>

項番	項目名	桁数		
24	メーカー正式商品名	60	アサヒ 旬果搾り 爽感クラッシュレモン 350ml	アサヒ カクテルパートナー オーシャンブルーフィズ 350ml
25	商品名・長	25	旬果搾り 爽感クラッシュレモン 350ml	カクテルパートナーオーシャンブルーフィズ350ml
29	商品名・短	14	旬果搾り爽感クラッシュレモン	CP オーシャンブルーフィズ
18	商品名ー短縮メーカー名	5	アサヒ	アサヒ
20	ブランド名(漢字)	20	旬果搾り	カクテルパートナー
21	サブブランド名(漢字)	20		
23	商品名(漢字)	50	爽感 クラッシュレモン	オーシャンブルーフィズ
191	レシート名	9 (18)	爽感レモン350ml	CPオーシャンブルーフィズ 350

編集のポイント

- ・商品名・長 … 分解項目間の空白を削除しています。
- ・商品名・短 … ブランド名をそのまま使用すると桁数が多くなってしまう為、ブランド名”カクテルパートナー”をCPと略しました。桁数溢れがある場合、ブランド名を略して、商品名称の記述を優先してください。
- ・ブランド名 … 「ギュギュッと搾った。」を登録すると商品名(漢字)が成り立たなくなるため登録をしません。
- ・レシート名 … カタカナ、数字、英語を半角登録しています。濁点「・」は1文字としてカウントされるので注意してください。

※レシート項目に関しては、半角カナ小文字(abcd ャュヨ)の使用が可能です

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
30	商品名－内容量名	内容量または入り数の数量表記	全	max4	文字	条件付必須	任意		
31	商品名－規格単位名	内容量または入り数の単位名称	全	max2	文字	条件付必須	任意		
266	内訳商品規格	その階層における内訳商品の規格	全	max4.2	文字	条件付必須	任意		
267	内訳商品規格単位	その階層における内訳商品の規格単位	全	max2	文字	条件付必須	任意		
268	内訳入数	その階層における内訳商品の入数	全	max6	文字	必須	任意		
269	内訳入数単位	その階層における内訳商品の入数単位	全	max2	文字	必須	任意		

階層が単品のものと、ケース、パックもので登録ルールが大幅に違います。ただしケース、パックの階層で登録する商品は店頭販売商品のみにになります。

そのため単品とケース、パックを分けて登録ルールを説明します。

<登録ルール> 単品

・商品名－内容量名、商品名－規格単位名

登録ルールは共通登録ルールの内容量編集ルールと同一です。

・内訳商品規格、内訳商品規格単位

商品名－内容量名、商品名－規格単位名と同一内容を登録します。

・内訳入数、内訳入数単位

内訳入数は基本的に“1”になります。

(例外事例) 納豆の3連パック等の商品は内訳入数は“3”になります。

内訳入数単位はその商品を数える単位を登録します。

(例) 缶ジュース “本”、豆腐 “丁”、ティッシュ箱入り “箱”

※単品の場合、全ての商品が登録対象となります。

<登録ルール> ケース、パック

- ・商品名－内容量名、商品名－規格単位名
内容量名は単品の入数を登録します。
規格単位名は単品商品を数える単位を登録します。

- ・内訳商品規格、内訳商品規格単位
単品の内容量と単位を登録します。

- ・内訳入数、内訳入数単位
商品名－内容量名、商品名－規格単位名と同一内容を登録します。

<登録事例>

項目	単品	パック	セット商品
商品			
商品名－内容量名	350	6	
商品名－規格単位名	ml	本	
内訳商品規格	350	350	
内訳商品規格単位	ml	ml	
内訳入数	1	6	1
内訳入数単位	本	本	箱

セット商品は内訳入数のみの登録になります。

ギフト商品、シャンプー・リンスバンドル商品等

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
32	商品カナ名・長	制限桁数(25)に編集した半角カナ商品名。 登録ルールは備考に記載	半	max25	文字 (半角カナ)	必須	必須		
33	商品カナ名・短	制限桁数(14)に編集した半角カナ商品名。 登録ルールは備考に記載	半	max14	文字 (半角カナ)	必須	任意		
192	商品カナ名ー短縮メーカー名	短縮したメーカー名。商品名の補足情報	半	max5	文字 (半角カナ)	必須	任意		
34	商品カナ名ー内容量名	内容量または入り数の数量表記	半	max4	文字 (半角カナ)	条件付必須	任意		
35	商品カナ名ー規格単位名	内容量または入り数の単位名称	半	max2	文字 (半角カナ)	条件付必須	任意		
270	内訳商品規格(カナ)	その階層における内訳商品の規格	半	max4.2	文字 (半角カナ)	条件付必須	任意		
271	内訳商品規格単位(カナ)	その階層における内訳商品の規格単位	半	max2	文字 (半角カナ)	条件付必須	任意		
272	内訳入数(カナ)	その階層における内訳商品の入数	半	max6	文字 (半角カナ)	必須	任意		
273	内訳入数単位(カナ)	その階層における内訳商品の入数単位	半	max2	文字 (半角カナ)	必須	任意		

カナ名称の共通登録として下記事項があります。

・英語小文字、カタカナ小文字は登録しない。

※大文字に直して登録します。 ml → ML、 キュ → キュ

また注意点として濁点 `、半濁点 ` は1文字としてカウントします。

<登録ルール>

・商品名カナ名・長、商品カナ名・短、短縮メーカー名

漢字で登録したものをカタカナ変換して登録します。

但し、桁数をオーバーした場合は、編集ルールに従い再編集をして登録してください。

・規格名称(内容量、内訳商品規格、内訳入数)

単位名称について変換後、桁数オーバーするものは全て“コ”で登録してください。

※桁数オーバーする単位 フクロ、ツブ、ジヨウ、ダイ

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
37	商品特徴(フル)	商品特徴の詳細版	全	max500	文字	任意	任意		
38	商品特徴(概要)	商品特徴の概要版	全	max50	文字	必須	任意		
39	商品特徴(短)	お客様への商品説明用。 桁数におさまる商品キャッチコピー。	全	max25	文字	必須	任意		
36	CF投入量	コマーシャルの有無、及び投入量	全	max500	文字	任意	任意		

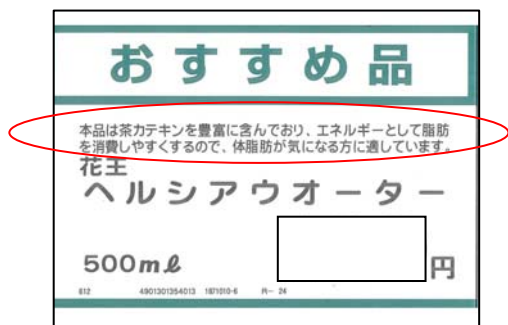
<登録ルール>

・商品特徴(フル、概要、短)

概要、短の項目は必須登録になっていますので必ず登録します。

フルについては、任意登録になっていますが、概要より桁数の長いセールスコメントがない商品は、概要と同一内容を登録してください。

小売では店頭でのPOPや店舗への商品説明に使用します。



小売店頭POP

・CF投入量

新発売、リニューアル時にテレビでのCF投入の予定がある時、登録をします。

登録は下記ルールで行います。

放送開始日、CF内容コメント、(配信エリア、予定GRP数)の順序で登録してください(GRP: 延べ視聴率(Gross Rating Point)。毎分視聴率1%の番組に、テレビCMを1本流すことを1GRPと表す)。

(例) 2008年4月10日、SMAP 木村拓也のCM、関東エリア、2000GRP、

※放送終了後に修正する必要はありません。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
64	カラーコード団体名	カラーコードを規定している団体名	半	3	文字	任意	任意	○	
65	カラーコード	上記団体の中でのカラーコード	半	max20	文字	任意	任意	○	
66	カラー名	上記団体の中でのカラー名	全	max20	文字	任意	任意		

- ・衣料用項目として設置した項目です。そのため日雑業界、酒類・加工食品業界では登録不要です。
- ・カラー存在する化粧品についてもカラー名称は商品名称項目に登録をしてください。
- ・対象業界が利用する段階で登録ルールを調整していきます。

- 主に食品に関わる商品で用いる項目であり、それ以外の商品では使用しない項目です

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
193	原産国コード	製品ラベルに記載されている原産国でISOコードの国コード。食品衛生法に準じる。	半	3	文字	任意	任意	○	
235	都道府県コード	原産が国産の場合、その製造された都道府県を示すコード。	半	2	文字	任意	任意	○	
202	遺伝子組換え区分	遺伝子組み替え商品か否か。	半	1	文字	任意	任意	○	
229	主たる原材料の原産国	製品に表記されている内容程度。	全	200	文字	任意	任意		
228	取り扱い注意(危険物等)区分	スプレー缶等の取り扱い注意商品か否か。	半	1	ブール値	任意	任意		

<登録ルール>

・原産国コード

一括表示に記載されている原産地を登録してください。コードリストが用意されていますので、そこから選択して登録します。

・遺伝子組換え区分

大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜を含む原料を使用した加工食品が登録の対象となります。下記コードリストより選択して登録してください。

遺伝子組換え区分	
1	組み換え
2	不分別
3	対象外

・主たる原材料の原産国

主に加工食品で使用します。「主たる原材料」とは、原材料に占める重量割合が50%以上のものをいいます。

(登録例)うなぎ(中国産)

3. マスタ項目の説明

3-3. 商品識別情報

Point

- 商品識別情報は、グローバルキー以外の商品識別のための情報。
- 商品識別情報は、グローバルキーだけでは対応できない、商品識別のための情報です。
- POS用コードやITFコードなど、GTINへの完全対応が行えない事業者のために必要な項目などがあります。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容（定義）	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
1	POS用コード	商品に印字されているPOSスキャン用のコード	半	max13	文字	条件付必須	任意		
2	ソースマーキング種類コード	POSレジにてスキャンされるコードの種類	半	3	文字	条件付必須	任意	○	
4	以前のGTIN	商品リニューアル前のGTIN	半	14	文字	任意	任意		
275	ITFコード	集合包装に印刷表示するバーコードシンボルのコード。（現行業務で使っているITF16コード）	半	max16	文字	任意	任意		
216	贈答区分	メーカーがギフトとして取り扱う商品か否かを判別する為の区分	半	1	ブール値	条件付必須	任意		

<登録ルール>

・POS用コード

レジ・スキャン用（店頭販売用）に印字してあるバーコードの内容を登録します。印字されていないものは登録不要です。

・以前のGTIN

リニューアル前のGTINと、リニューアル後のGTINを紐付けるために必要な項目です。商品を見直しリニューアルした場合には、リニューアル前のGTINを登録してください（ただし、メーカーの判断によります）。

3. マスタ項目の説明

3-3. 商品識別情報

<登録ルール>

・ソースマーキング種類コード

POSレジでスキャンされるコードの種類を登録します。
コードリストが用意されていますので、登録の際にはそれを参照してください。

ソースマーキング種類コード	
04	EAN/UCC8桁
05	EAN/UCC13桁
06	EAN/UCC14桁
07	ITF14桁
15	UPC12桁
16	UPC8桁
17	EAN/UCC128
J03	擬似JAN

(例) ITF14桁 → 07
8桁短縮JAN→04
13桁JAN→05

擬似JANとは04～17以外のコードで設定されたものです。

・贈答区分

商品がギフト商品か否かを指定します。ギフト商品でない商品(通常の商品)については、非ギフト商品であることを選択してください。

3. マスタ項目の説明

3-3. 商品識別情報

<登録ルール>

・ITFコード

ITFコードはケースの階層の場合にのみ登録を行います。現在、ITF16で運用している場合、16桁のコードを登録します（外装に印字されている場合には、桁数に関わらず必ず登録してください）。なお、将来的にGTINへの移行が完了した際には削除される項目です。

ケースJANとITF



ITF16桁



ITF14桁 非販売単位



※外箱にITFシンボルを記載しているものは全て記入してください

3. マスタ項目の説明

3-4. 企業識別情報

Point

- 企業識別情報は、自社ならびにマスタの提供先を識別するための情報。
- 企業識別情報は自社ならびにマスタの提供先を識別するためのコードです。
- 登録に際しては、自社と提供先のGLNコードが必要です。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
19	メーカーコード (代表メーカーコード)	商品の提供企業を表す。複数のGLNを取得している場合は、代表GLNを指定する。	半	13	文字	必須	必須		
17	メーカー名 (正式メーカー名)	メーカーコードの正式名称	全	max20	文字	必須	必須		
234	情報受領者GLN	公開制御が必要な時に設定する情報受領者コード(GLN)	半	13	文字	条件付必須	条件付必須		

<登録ルール>

・メーカーコード

商品を製造・販売する企業のGLNを登録します。基本的には、情報提供者GLNと同じコードを登録します(ただし、メーカーの戦略によっては別のGLNを登録することもあります)。

・メーカー名(正式メーカー名)

基本的にはGLNに申請した名称が自動セットされる運用になるため、申請している会社名を登録します。

・情報受領者GLN

公開制御を行わない場合(一般公開の場合)は登録不要です。公開制御を行う場合、取引先ごとに相手先のGLNを設定してください。

3. マスタ項目の説明

3-5. 商品分類情報

Point

- GDSで用いる商品分類には、GPCというグローバルのコードとJICFSコードという日本の商品分類コードがある。
- GDSで用いる商品分類として、GPCというグローバルでの商品分類コードと、JICFSという日本国内での標準分類コードがあります。
- また、小売業独自の分類コードに対応する必要がある場合には、通番181～186の項目を使用します。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
225	GPC(グローバル商品分類)コード	GS1によって管理されるグローバルで使用されている商品分類コード	半	10	文字	必須	必須		
6	JICFSコード(標準分類)	日本国内における、標準／共通の商品分類コード	半	6	文字	必須	必須		

<登録ルール>

・GPC

GPCはグローバルでの標準分類コードです。必須項目ですが、現在日本ではJICFSコードによる商品分類で対応しています。項番6のJICFSコードと同じものを登録してください。

・JICFSコード

流通システム開発センターが管理・運営している、国内の標準分類コードです。コードリストを参照し、6桁の数値を登録してください。(詳細は、<http://www.dsri.jp/company/jicfsifdb/top.htm>参照のこと)

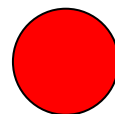
(例) ビール → 140641

Point

- 容量・重量関係の項目として「総重量」、「内容量」、「固形量」があるが、必須項目は総重量。
- 容量・重量関係の項目として「総重量」、「内容量」、「固形量」などがあります。
- 容量・重量は、「g」などの重さで登録される場合や、「ml」などの容量で登録される場合などがあり、商品やカテゴリの現状に準じて登録を行ってください。
- 総重量は階層別に登録を行う必要があります。店頭販売可能単位内容量や固形量などについては、店頭販売を行う階層以外での登録は不要です。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容（定義）	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
75	容器形態コード (外装容器形態)	その商品の陳列時の外装容器の形態	半	2	文字	必須	任意	○	
67	総重量	総重量(値)。 容器重量を含む	半	max15	数値	必須	必須		
68	総重量単位コード	総重量の単位コード	半	max3	文字	必須	必須	○	
71	内容量	商品本体の容量(値)。 容器分は含まない。 入り数がある場合には、容量と入り数の積。	半	max12.2	数値	必須	任意		
72	内容量単位コード	内容量の単位コード	半	max3	文字	必須	任意	○	
276	固形量	固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したものの固形物量(値)	半	max12.2	数値	条件付必須	任意		
277	固形量単位コード	固形量の単位コード	半	max3	文字	条件付必須	任意	○	
52	定貴／不定貴フラグ	定貴表示商品か否か。 (不定貴商品＝同一の商品であっても、個々のパッケージごとに重量が異なるため、「1個＝0kg」と決められない、重量差のある商品)	半	1	ブール値	必須	必須		
73	ユニット容量	ユニット計算に使う容量(値)	半	max15	数値	条件付必須	任意		
74	ユニット単位コード	ユニット計算に使う単位コード	半	max3	文字	条件付必須	任意	○	
76	容器素材の区分	容器の素材区分を選択	半	3	文字	任意	任意	○	有り
77	容器素材重量	容器素材の素材毎の重量(値)	半	max5.2	数値	任意	任意		有り
230	容器素材重量単位コード	容器素材の重量単位コード	半	max3	文字	任意	任意	○	有り



<登録ルール>

・量を表す項目について

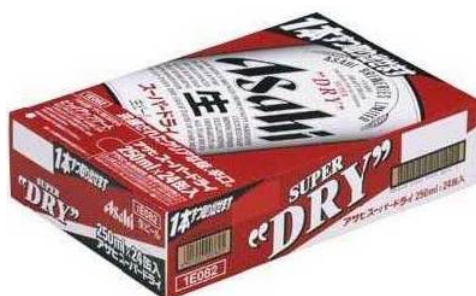
重量や容量に関する項目は、量を表す「数値を登録する項目」と、その「単位を表す項目」のセットで構成されています。

(項番67+68) 総重量 + 総重量単位コード

量を表す項目には桁数に合わせて数値を登録します。単位を登録する項目にはコードリストから数値に対応する単位を選びます。階層ごとにそれぞれ登録を行ってください。

(例) 総重量が500グラムの場合

総重量:500 単位コード:GR



すべて含めた重量
を登録します。

※総重量には容器の重量も含みます。パレットの場合、パレット重量、外箱重量、ボール重量も含めた数値を登録します。**小数点以下が登録できませんので、使用する単位には注意してください。(×0.1KG→○100GR)**

コードリスト	
ME	ミリグラム (mg)
GR	グラム (g)
KG	キログラム (Kg)
TN	トン (t)
OZ	オンス
LB	パウンド
CC	シーシー
ML	ミリリットル (ml)
LT	リットル (l)
99	その他 (記載不可商品)

- この単位コードリストは、下記の項目で共通です。

総重量単位コード 内容量単位コード
ユニット単位コード 固形量単位コード
容器
素材重量単位コード

3. マスタ項目の説明

3-6. 容量・重量情報

<登録ルール>

・容器形態コード

ビンやカンなど、陳列する際の商品の外装容器の種類を登録します。

右に表示してあるコードリストから選択して登録してください。

コードリスト	
01	袋
03	ビン
05	ボトル
07	カップ
09	パック
11	チューブ
13	箱
15	カン
17	トレイ
19	ビニール容器

・容量について

商品の容量を登録します。総重量と異なり、容器分は含めません。



数値:350 単位:ML

・定貫、不定貫フラグ

不定貫商品とは、生鮮(魚)など、商品個別で総重量が異なる商品のことです。

このような商品を登録する場合には、「不定貫」としてください。加工食品・日用雑貨などの商品については通常「定貫」となります。

・固形量について

容器や充填液は含めず、固形物の重量(数値)のみを登録します。



数値:195 単位:GR

※ 一括表示に記載されている値を登録してください。

3. マスタ項目の説明

3-6. 容量・重量情報

<登録ルール>

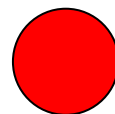
・ユニット容量

ユニットプライス(東京都条例に基づく)の計算に用いられる項目です。条例によって定められている商品に関しては登録が必要です。重量や容量と同様に、数値＋単位で登録します。東京都の条例に基づけば、野菜ジュースの場合、ユニット容量“100”、ユニット単位コード“GR”と登録します。また、シャンプーの場合は、ユニット容量“10”、ユニット単位コード“ML”と登録します。

<単位価格表示対象品目(東京都)>

商 品		単位
加工食品 (45品目)	ベーコン、ハム、ソーセージ、バター、チーズ、マーガリン、乾めん、マカロニ、スパゲッティ、トマトケチャップ、マヨネーズ、食塩、焼肉のたれ類、みそ、食用油、粉ミルク、野菜ジュース、ジャム、かん詰(魚介類加工品に限る)、たらこ、すじこ、いくら、包装もち、包装生めん、ヨーグルト	100g
	風味調味料、即席カレー、インスタントコーヒー、インスタントココア、インスタント粉末クリーム等、紅茶、緑茶、つくだ煮、削り節、干しわかめ、干しいたけ、煮干し、しらす干し、半醗酵茶等(茶葉)	10g
	ドレッシング類(サラダドレッシング及び半固体状ドレッシングは100g)、食酢、しょう油、ソース、めん類等用つゆ、果実飲料	100ml
生鮮食品 (6品目)	精肉、まぐろ、さけ、かぼちゃ、やまといも、れんこん	100g
日用品雑貨 (17品目)	合成洗剤(洗たく用)、粉末石けん、のり(洗たく用)、クレンザー	100g
	ねりはみがき、ハンドクリーム	10g
	繊維用柔軟剤(仕上げ剤)、漂白剤、身体用液状洗剤(主として洗髪又は洗顔を目的とするものを除く)	100g
	合成洗剤(台所用及び住居用)、シャンプー、ヘアリンス	10ml
	ティッシュペーパー(単位:2枚重ねのティッシュペーパーは、2枚を1組として10組)	10枚
	生理用ナプキン、紙おむつ(紙その他の合成素材より成る使い捨ておむ)	1枚
	トイレットペーパー	10m
	ラップ(食品包装用ラップフィルムに限る)、アルミホイル	1m

出典)「消費生活条例と私たち」平成19年版

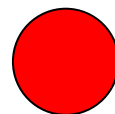


- 商品サイズについては、業界ルールに準じます。各項目については、次のページを参照してください。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容（定義）	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
54	商品サイズ<高さ>	商品を正面から見た際の「高さ」(陳列サイズ)	半	max15	数値	必須	必須		
53	商品サイズ<幅>	商品を正面から見た際の「幅」(陳列サイズ)	半	max15	数値	必須	必須		
55	商品サイズ<奥行>	商品を正面から見た際の「奥行」(陳列サイズ)	半	max15	数値	必須	必須		
56	商品サイズ単位	商品サイズ幅、高さ、奥行き、直径の単位コード	半	2	数値	必須	必須	○	
57	フック穴位置X	棚置時のフック穴の横方向の位置を表す。商品の基準点からの距離(=左端から穴の中心)を表す。	半	max15	数値	条件付必須	任意		
58	フック穴位置Y	棚置時のフック穴の縦方向の位置を表す。商品の基準点からの距離(=上端から穴の中心)を表す。	半	max15	数値	条件付必須	任意		
59	フック穴サイズ	棚置時のフック穴の直径または高さ	半	max15	数値	条件付必須	任意		
60	フック穴サイズ単位	フック穴位置X,Y,サイズの単位コード	半	2	文字	条件付必須	任意	○	
205	圧縮率<幅>	陳列したときに商品を圧縮できる割合を%で登録	半	max2	数値	任意	任意		
206	圧縮率<高さ>	陳列したときに商品を圧縮できる割合を%で登録	半	max2	数値	任意	任意		
207	圧縮率<奥行>	陳列したときに商品を圧縮できる割合を%で登録	半	max2	数値	任意	任意		
210	重なり形式	商品の積み上げ方の区分 もぐり: 下の商品の中へもぐるように積み上げる場合 かぶり: 下の商品をかぶすように積み上げる場合	半	1	文字	任意	任意	○	
211	重なり<幅>	植木鉢など積み重ねた時に出来る幅(幅)	半	max8	数値	任意	任意		
212	重なり<高さ>	植木鉢など積み重ねた時に出来る幅(高)	半	max8	数値	任意	任意		
213	重なり<奥行き>	植木鉢など積み重ねた時に出来る幅(奥)	半	max8	数値	任意	任意		
214	重なり単位	重なり幅、高さ、奥行きの単位コード	半	2	文字	任意	任意	○	
61	サイズコード団体名	サイズコードを規定している団体	半	3	文字	任意	任意	○	
62	サイズコード	上記団体の中でのサイズコード	半	20	文字	任意	任意	○	
63	サイズ名	上記団体の中でのサイズ名 (S,M,Lなど利用時に判断できるサイズ)	全	max20	文字	任意	任意		

- 単位を登録する項目にはコードリストが用意されていますので、適切な単位を選択して登録してください。(P.49参照)



<商品サイズ>



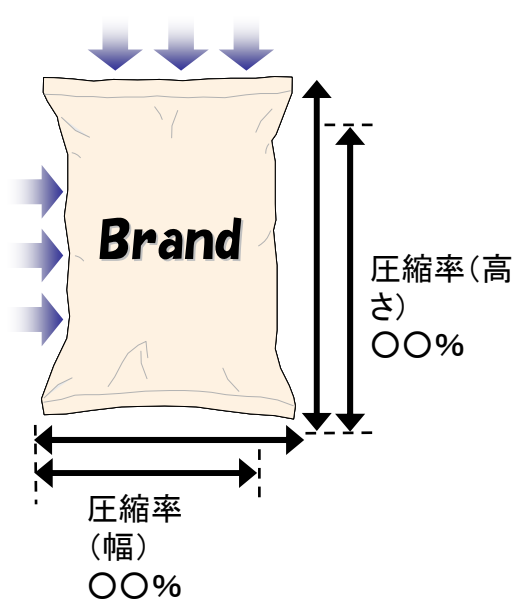
商品サイズ単位
フック穴サイズ単位
重なり単位

MM	ミリメートル (mm)
CM	センチメートル (cm)
MR	メートル (m)
IN	インチ
FT	フィート

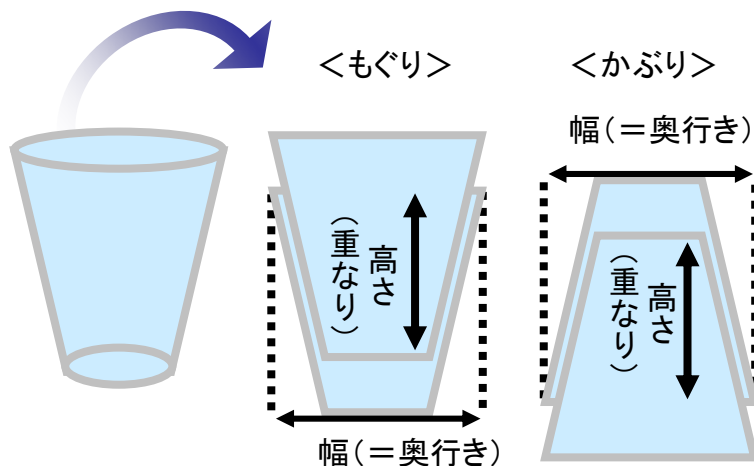
<フック穴>



<圧縮率>



<重なり(もぐり／かぶり)>



コードリスト	
1	もぐり
2	かぶり
3	通常

3. マスタ項目の説明

3-7. 寸法（サイズ）情報

<登録ルール>

- 小売業の棚割で、通常表を向いている側を正面とします。



- 単位コードは1mを超えないものはmm(ミリ)で登録してください。
- サイズ名は、アパレルなどでの使用を想定した項目であり、現在は登録不要の項目となっています。
- 単品以外のパック、ケース等については、それぞれのサイズ情報の登録が必要となります。

パックの例



Point

- ケース、パックの階層において、その階層の次に位置するものの数量を示す項目です(単品には必ず"0"がセットされます)。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリ スト有	繰返
223	次下位層アイテム数	次下位層GTINで指定された次下位層の商品の個数。	半	max6	数値	必須	必須		有り

<登録ルール>

発注する商品がケースなどの場合、そのケースに含まれる単品／パック(下の階層)の入り数を登録します。ただし、発注単位が単品の場合(一番下の階層で発注する場合)には「0」で登録します。

<次下位層アイテム数のイメージ>

GTIN	商品名	寸法	次下位層GTIN	次下位層アイテム数
04900000000009	あああ	10×10×10		0
14900000000006	あああ	40×80×20	04900000000009	24
24900000000005	あああ	400×800×200	14900000000006	50

単品
ケース
パレット

ケースは24の単品から
構成、パレットは50の
ケースから構成

- 共有項目で価格の関しての情報は、希望小売価格に関する情報だけになります。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
40	希望小売価格区分	メーカー希望小売価格がオープン価格かメーカー希望価格かの区分。	半	2	文字	必須	任意	○	
248	メーカー希望小売価格本体総額区分	メーカー希望小売価格が消費税込み価格か消費税抜き価格かの区分。	半	1	文字	条件付必須	任意	○	有り
249	メーカー希望小売価格	メーカー希望小売価格を円単位で登録	半	max9.2	数値	条件付必須	任意		有り

<登録ルール>

・希望小売価格区分

メーカー希望小売価格とオープン価格の区分を登録します。コードリストを参照し、以下のように登録を行います。

オープン価格 → 00

希望小売価格 → 01

・メーカー希望小売価格(総額／本体)

メーカー希望小売価格の場合に登録が必要な項目です。オープンプライスの場合には登録する必要はありません。

総額 → 消費税を含めた価格(税込み価格)を登録します。

本体 → 消費税を含めない価格(税抜き価格)を登録します。

3. マスタ項目の説明

3-10. 棚割用情報

- 商品の画像格納先のURLを登録する項目です。任意項目ですので必ずしも登録する必要はありません。
- 登録する場合には、商品の正面画像は必ず登録してください。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
224	商品画像取り込みURL	棚割用の商品画像データを格納しているURL。	半	max256	文字	任意	任意		有り

<登録ルール>

・商品画像取り込みURL

この項目の登録方法はDPに依存します。現在の段階では、データ交換ができるようにはなっていません(2008年3月現在)。

- 消費税関連の情報を登録します。ただし、実際にはシステム上での規定項目もあるため、登録が必要なのは課税／免税を区分する「消費税区分」のみです。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容（定義）	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
44	消費税税率	消費税の税率を%単位で入力	半	max3.2	数値	条件付必須	任意		
43	消費税区分	商品の消費税区分を示す。	半	1	文字	必須	任意	○	
215	taxagencycode	税金を管理する省庁	半	3	文字	必須	必須	○	

<登録ルール>

・消費税区分

消費税区分にはコードリストが用意されています。登録を行う際には、リストを参照して、以下のように登録を行います。

コードリスト	
1	課税
2	免税
3	非課税
4	不課税

・消費税税率

消費税区分で「課税(1)」を選択した場合のみ登録が必要な項目です。現行の消費税率に従って登録してください。

・taxagencycode

税金を管理する省庁を登録する項目です。登録画面上では、自動的に「国税庁」とセットされますので、登録する必要はありません。

- 酒類カテゴリ以外の商品では、登録が不要な項目です。
- 主に酒税法で表示が必要となる項目が中心です。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
194	アルコール分	酒税法に基づいてラベル表示しているアルコール度数	半	2.1	数値	条件付必須	任意		
237	酒類分類1	酒税法に基づく酒類分類コード	半	2	文字	条件付必須	任意	○	
238	酒類分類2	酒税法に基づく酒類分類コード	半	1	文字	任意	任意	○	
239	製法品質	国税庁告示に基づいた清酒の製法品質	半	2	文字	条件付必須	任意	○	
240	日本酒度	15℃で4℃の純粋の水と同じ重さのお酒(比重=1)は日本酒度±0で、それより軽いものはプラス(+)、重いものはマイナス(-)で表示。	半	±2.1	数値	任意	任意		
241	酸度	清酒10mlを中和するに要する10分の1規定水酸化ナトリウム溶液の滴定ml数。	半	2.1	数値	任意	任意		
242	ワインカラー	ワインの色区分。	半	1	文字	条件付必須	任意	○	
243	エクス分	酒税法上のみりんにラベル表示しているエクス分。	半	2	数値	任意	任意		

<登録ルール>

・アルコール分

当該商品のアルコール度数を登録します。清酒や焼酎のように「以上・未満」で表記されている場合には、上限値(数値)のみを登録します。

(例)16度以上17度未満 → 17

・酒類分類

酒類に分類される商品の場合には登録が必要となります。酒税法に基づいて、コードリストから選択して登録を行ってください。

<酒類情報について>

酒類に関わる項目については、酒税法に準拠しています。内容に関して不明な点は国税庁ホームページを参照してください。

＜登録ルール＞

・製法品質

清酒の製法品質を把握するための項目ですので、清酒の場合のみ登録が必要となります。国税庁の告示に基づいて、次頁に掲載しているコードリストから選択して登録してください。

・日本酒度、酸度

これらの項目は清酒のみ対象となっている項目です。それ以外の酒類では登録する必要はありません。なお、任意項目ですので、必ずしも登録する必要はありません。

・ワインカラー

ワインの色を区分するための項目です。ワインの場合には登録が必要となります。下記のコードリストから選択して登録してください。

コードリスト	
1	赤
2	白
3	ロゼ

・エクス分

酒税法によって、みりんと分類される商品の場合には登録が必要となります。アルコール分(項番194)と同様に、「以上・未満」で表記されている場合には、上限値(数値)のみを登録します。

3. マスタ項目の説明

3-12. 酒類情報

<コードリスト: 酒類分類1、2>

酒類分類1	酒類分類1名称	酒類分類2	酒類分類2名称
11	清酒	0	清酒
		5	清酒（発泡）
		7	清酒（発泡（本則））
15	合成清酒	0	合成清酒
		2	合成清酒（措置法）
		5	合成清酒（発泡）
		7	合成清酒（発泡（本則））
21	連続式蒸留しょうちゅう	0	連続式蒸留しょうちゅう
		5	連続式蒸留しょうちゅう（発泡）
		7	連続式蒸留しょうちゅう（発泡（本則））
25	単式蒸留しょうちゅう	0	単式蒸留しょうちゅう
		5	単式蒸留しょうちゅう（発泡）
		7	単式蒸留しょうちゅう（発泡（本則））
31	みりん	0	みりん
		1	みりん（措置法1）
		2	みりん（措置法2）
		3	みりん（措置法3）
		5	みりん（発泡）
		7	みりん（発泡（本則））
35	ビール	0	ビール
41	果実酒	0	果実酒
		5	果実酒（発泡）
		7	果実酒（発泡（本則））
45	甘味果実酒	0	甘味果実酒
		5	甘味果実酒（発泡）
		7	甘味果実酒（発泡（本則））
51	ウイスキー	0	ウイスキー
		5	ウイスキー（発泡）
		7	ウイスキー（発泡（本則））
55	ブランデー	0	ブランデー
		5	ブランデー（発泡）
		7	ブランデー（発泡（本則））
57	原料用アルコール	0	原料用アルコール
58	発泡酒	1	発泡酒（1）
		2	発泡酒（2）
		3	発泡酒（3）
59	その他の醸造酒	1	その他の醸造酒
		5	その他の醸造酒（発泡）
		7	その他の醸造酒（発泡（本則））
61	スピリッツ	0	スピリッツ
		5	スピリッツ（発泡）
		7	スピリッツ（発泡（本則））
71	リキュール	0	リキュール
		5	リキュール（発泡）
		7	リキュール（発泡（本則））
82	粉末酒	0	粉末酒
83	その他の雑酒	0	その他の雑酒
		1	その他の雑酒（みりん類似）
		3	その他の雑酒（みりん類似措置法1）
		4	その他の雑酒（みりん類似措置法2）
		8	その他の雑酒（みりん類似措置法3）
		2	その他の雑酒（その他のもの）
		7	その他の雑酒（その他のもの・発泡）
85	雑酒	0	雑酒
		2	雑酒（みりん類似）
		5	雑酒（発泡）
		7	雑酒（発泡（本則））

＜コードリスト：製法品質＞

製法品質		
コード値	特定名称	製法品質の要件
01	吟醸酒	精米歩合60%以下の白米、米こうじ及び水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、吟味して製造した清酒で、固有の香味及び色沢が良好なもの
02	純米吟醸酒	吟醸酒のうち、米、米こうじ及び水のみを原料として製造したものに「純米」の用語を併せて用いること。
03	大吟醸酒	吟醸酒のうち、精米歩合50%以下の白米を原料として製造し、固有の香味及び色沢が特に良好なものに「大吟醸酒」の名称を用いること。
04	純米大吟醸酒	大吟醸酒のうち、米、米こうじ及び水のみを原料として製造したものに「純米」の用語を併せて用いること。
05	純米酒	白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの
06	特別純米酒	純米酒のうち、香味及び色沢が特に良好であり、かつ、その旨を使用原材料、製造方法その他の客観的事項をもって当該清酒の容器又は包装に説明表示するもの（精米歩合をもって説明表示する場合は、精米歩合が60%以下の場合に限る。）に「特別純米酒」の名称を用いること。
07	本醸造酒	精米歩合70%以下の白米、米こうじ、醸造アルコール及び水を原料として製造した清酒で、香味及び色沢が良好なもの
08	特別本醸造酒	本醸造酒のうち、香味及び色沢が特に良好であり、かつ、その旨を使用原材料、製造方法その他の客観的事項をもって当該清酒の容器又は包装に説明表示するもの（精米歩合をもって説明表示する場合は、精米歩合が60%以下の場合に限る。）に「特別本醸造酒」の名称を用いること。

3. マスタ項目の説明

3-13. 商品取扱い情報

- 品質保持期間、販売期間などの商品取扱いに関わる情報です。食品などの商品で必要な項目です。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
99	品質保証期間値	メーカーの品質保証期間。食品一般の場合、賞味期間または消費期間のこと。	半	max5	数値	条件付必須	任意		
100	品質保証期間単位コード	品質保証期間欄に設定した値の単位を示すコード。食品一般の場合、賞味期間または消費期間の単位。	半	2	文字	条件付必須	任意	○	
103	センター納品期限	卸／小売がセンターに納品される商品に対して許容できる品質保証期間までの制限期間。	半	max5	数値	条件付必須	任意		
104	センター納品期限単位コード	センター納品期限欄に設定した値の単位を示すコード。	半	2	文字	条件付必須	任意	○	

<登録ルール>

・期間・期限を表す項目について

期間・期限に関する項目は、期間・期限を表す「数値を登録する項目」と、その「単位を表す項目」のセットで構成されています。

(項番99+100) 品質保証期間値 + 品質保証期間単位コード

(項番103+104) センター納品期限 + センター納品期限単位コード

期間・期限の項目には桁数に合わせて数値を登録します。単位を登録する項目にはコードリストから数値に対応する単位を、YE(年)、MT(月)、DA(日)、HR(時)の中から選びます。たとえば、12ヶ月の期間を表す場合、

期間値:12 単位コード:MT

となります。

※「センター納品期限」は、取引当事者間で決まる項目です。初回のマスタ登録では必ずしも登録する必要はありません。本項目を登録する場合には、情報受領者GLN(項番234)の項目に登録を行ってください。

3. マスタ項目の説明

3-14. 日付情報

- 商品情報の公開、発売日／終売日に関する日付の情報を登録する項目です。
- 日付の設定に関しては業界により異なりますので、自社の業務にあわせて登録してください。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容（定義）	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
227	情報公開可能日（一斉公開日）	メーカーが商品情報を流通向けに公開を許可する年月日。通常は発表日。	半	8	日付	必須	必須		
111	メーカー発売日	メーカーの発売日。	半	8	日付	条件付必須	条件付必須		
112	メーカー終売日	メーカーの終売日及びそれに準ずる年月日。	半	8	日付	条件付必須	条件付必須		

<登録ルール>

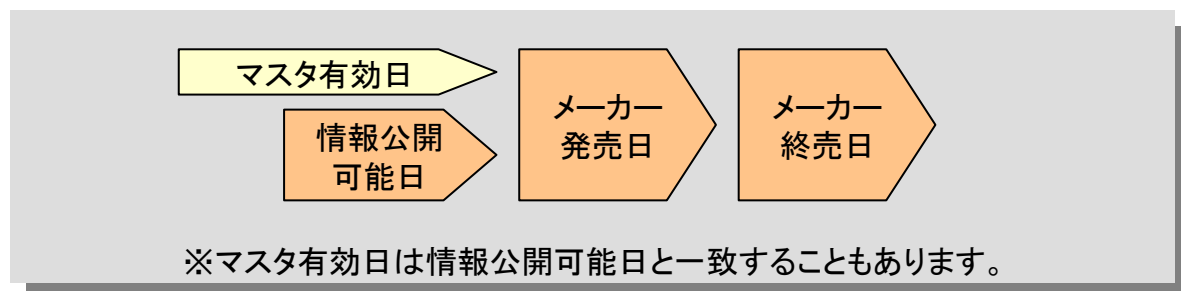
・日付の登録

情報公開日は必ず登録する項目です。8桁の数値で登録してください。

（例）2008年2月22日 → 20080222

（YYYYMMDD）

<日付の関係>



- 当該階層の発注、配送、決済に関して、実施が可能かを設定する項目群です。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容（定義）	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリ スト有	繰返
47	店頭販売単位フラグ	当該GTINの単位で小売の店頭販売が可能か、取引先が指定する。	半	1	ブール値	必須	必須		
48	発注可能フラグ	小売が当該GTINで取引先へ発注が可能かを示すフラグ。取引先が指定する。	半	1	ブール値	必須	必須		
49	物流単位フラグ	当該GTINの荷姿で取引先から小売へ配送が可能か、取引先が指定する。	半	1	ブール値	必須	必須		
50	決済単位フラグ	当該GTINでの取引先と小売間の決済が可能か、取引先が指定する。	半	1	ブール値	必須	必須		

<登録ルール>

それぞれ「可能か否か」を識別する項目です。あらかじめ用意されている「true」、「false」の2つの値から選択して登録します。

店頭販売単位フラグの場合には、当該GTIN単位で店頭で販売することができるのであれば、「true」を、できない場合には「false」を登録します。

※ケース、パック商品で専用のPOS用スキャンコードが印字されているものは必ず「true」で登録してください。

発注、物流、決済単位フラグは、メーカー側からみて、登録GTINでそれぞれの行為が可能か不可能かを判断して登録してください。

- ・ メーカー・卸売業・小売業での温度帯管理の情報を登録する項目です。
- ・ 冷凍・冷蔵など、温度管理が必要な商品にのみ適用されますので、それ以外の商品には登録が不要な項目群です。

※ 温度管理が必要な商品とは、パッケージのラベルに「要冷蔵」、「要冷凍」(開封前)と表示されている商品を指します。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
175	保存時最高温度(°C)(メーカー)	メーカーの保存管理最高温度。	半	+-4	数値	任意	任意		
176	保存時最低温度(°C)(メーカー)	メーカーの保存管理最低温度。	半	+-4	数値	任意	任意		
181	保存時温度帯区分	温度帯区分コード。 当該商品をどのような温度帯で保存するのかを表す。	半	1	文字	条件付必須	任意	○	

<登録ルール>

・保存時最高温度／最低温度

当該商品の保存管理温度の最高値と最低値をあらわします。どちらも±4桁で登録します。単位は°C(デフォルト)で設定されていますので入力する必要はありません。

また、元々これらの情報を持っていない場合には登録する必要はありません。

＜登録ルール＞

・保存時温度帯区分

当該商品の保存時の温度帯区分をあらわしています。下記のコードリストから選択して登録してください。

コードリスト	
1	常温
2	チルド
3	冷蔵
4	冷凍
5	超冷凍
6	冷暗所

＜参考：温度帯の定義＞

分類1	分類2	温度帯	商品事例
常温	加温	+20℃以上	ピザ、フライ類等
	常温(定温)	+10℃～(+20℃)	チョコレート菓子、米、マヨネーズ、ドレッシング等
冷蔵	チルド(C2～C3級)	－5～＋5℃	乳製品、精肉、練製品等
	氷温(C2～C3級)	－3～0℃	鮮魚、漬け物等
	パーシャル(C2級)	－3℃前後	鮮魚類
冷凍	C1級	－10～－20℃	パン生地、調理用冷凍食品
	F1級	－20～－30℃	アイスクリーム類
	F2級	－30～－40℃	
超冷凍	F3級	－40～－50℃	冷凍マグロ等
	F4級	－50℃以下	

出典) 依信彦・野口英雄(2001)『低温物流とSCMがロジ・ビジネスの未来を拓く』, プロスパー企画.
日本通運ホームページ(<http://www.nittsu.co.jp/hojin/words/index.html>).

注) C(クーラー)1～3級、F(フリーザー)1～4級は倉庫業法の分類による。

3. マスタ項目の説明

3-17. パレット仕様

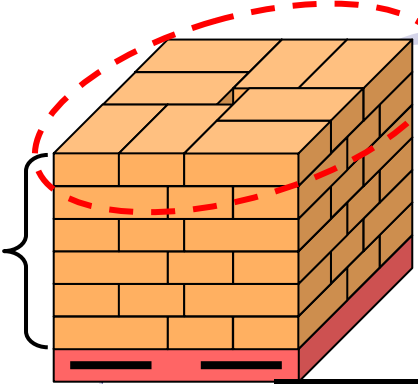
- パレットに関わる情報を登録する項目です。当該登録階層がパレットである場合、登録が必要になります。

<対象項目一覧>

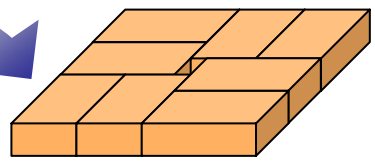
項番	項目名	項目内容（定義）	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
168	使用パレット種類	メーカーからの納品に使用する代表的なパレットの種類コード。	半	3	文字	条件付必須	条件付必須	○	
165	パレット段数	メーカーからの納品における1パレットに積み上げる段数。	半	max15	数値	条件付必須	条件付必須		
166	ハイ組（パレット面ケース数）	メーカーからの納品における1段当たりの外箱個数。	半	max15	数値	条件付必須	条件付必須		
169	メーカーパレット才数	メーカーからの納品における1パレット当たり才数。 (1才=立方尺=27.826立方cm)	半	max15	数値	任意	任意		

<登録ルール>

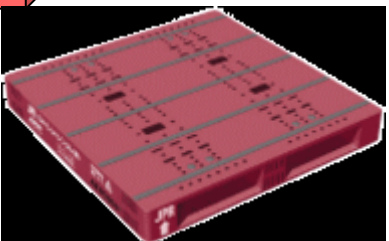
<パレット段数>
6段 → 6



→



<ハイ組>
1段あたりの外箱個数を登録します(この場合は8)。



<使用パレット種類>
コードリストより選択します。
(例) T-11の場合 → J01

パレット	
J01	T-11
J02	1100 × 900
J03	T-8
J04	その他

3. マスタ項目の説明

3-18. 栄養表示内容

- 栄養表示に関わる内容です。食品に関わる商品で用いる項目であり、それ以外の商品では使用しない項目です。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有	繰返
195	栄養成分表示単位	商品パッケージに表示されている栄養成分値の単位。	全	max40	文字	条件付必須	任意		
196	熱量	パッケージ表示にある情報[kcal単位]	半	max5	数値	条件付必須	任意		
197	タンパク質	パッケージ表示にある情報[g単位]	半	max5.3	数値	条件付必須	任意		
198	脂質	パッケージ表示にある情報[g単位]	半	max5.3	数値	条件付必須	任意		
199	炭水化物	パッケージ表示にある情報[g単位]	半	max5.3	数値	条件付必須	任意		
264	糖質	パッケージ表示にある情報[g単位]	半	max5.3	数値	任意	任意		
265	食物繊維	パッケージ表示にある情報[g単位]	半	max5.3	数値	任意	任意		
200	ナトリウム	パッケージ表示にある情報[mg単位]	半	max5.3	数値	条件付必須	任意		
217	栄養成分強調表示	栄養表示基準に定める義務表示5項目(炭水化物としての「糖質及び食物繊維」も含む)以外で、何らかの栄養成分を強調表示している場合のその内容。	全	max400	文字	条件付必須	任意		
201	原材料表示	商品パッケージに表示されている原材料名。加工食品品質表示基準に準ず	全	max1200	文字	条件付必須	任意		

※登録内容はパッケージの内容と一致するようにします。



熱量(エネルギー)
～ナトリウム

栄養成分表示単位

Risotto 旨み豊かな完熟トマトリゾット

●品名:リゾットセット ●原材料名:<包装米飯>うるち米、大麦、酸味料 <具入りソース>野菜(トマト、ズッキーニ、赤ピーマン、ひらたけ、たまねぎ、にんにく)、鶏肉、ひよこ豆、食用植物油脂、チキンブイヨン、コーンスターチ、食塩、酵母エキス、ミルポワ、バジル、砂糖、香辛料、デキストリン、塩化カルシウム、クエン酸、(原材料の一部に大豆、小麦、乳成分を含む) ●殺菌方法:具入りソースは気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌 ●内容量:250g(包装米飯110g、具入りソース140g) ●賞味期限:外装底面に記載 ●保存方法:直射日光を避け、常温で保存してください。 ●販売者:カゴメ株式会社KGM12 名古屋市中区錦3丁目14-15

東京本社:〒103-8461東京都中央区日本橋浜町3丁目21-1
「お客様相談センター」0120-401-831
カゴメホームページ <http://www.kagome.co.jp>

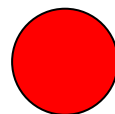
紙 紙外装
外装フィルム:PP
パウチ:PP、M
カップ:PP、EVOH
ふた:PP、EVOH

栄養成分強調表示

原材料表示

3. マスタ項目の説明

3-19. 一般医薬品情報



- 一般用医薬品の説明文書(添付文書)に用いる項目です。一般医薬品以外の商品では使用しません。

<対象項目一覧>

項番	項目名	項目内容(定義)	半or全	桁数	型	入力条件		項目特性	
						店頭販売単位	非販売単位	コードリスト有無	繰返
278	一般用医薬品区分	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)で定義された一般用医薬品のリスク区分を記述する。	全	2(固定)	文字	条件付必須	条件付必須	○	
279	一般用医薬品販売名	一般用医薬品の説明文書において、商品名称を、厚生労働省に登録した「販売名」に基づいて記述する。	全	max60	文字	条件付必須	条件付必須		
280	一般用医薬品販売名カナ	「一般用医薬品販売名」の読み仮名をカタカナで記述する。	全	max120	文字	条件付必須	条件付必須		
281	成分・分量	一般用医薬品の説明文書のために、当該一般用医薬品に含まれる成分と各成分の分量、その他、関連事項を記述する。	全	max2500	文字	条件付必須	条件付必須		
282	効能又は効果	一般用医薬品説明文書のために、当該一般用医薬品の効能又は効果、その他、関連事項を記述する。	全	max2500	文字	条件付必須	条件付必須		
283	用法及び用量	一般用医薬品説明文書のために、当該一般用医薬品の用法及び用量、その他、関連事項を記述する。	全	max2500	文字	条件付必須	条件付必須		
284	してはいけないこと	一般用医薬品説明文書のために、当該一般用医薬品に関する「してはいけないこと」を記述する。	全	max3000	文字	条件付必須	条件付必須		
285	相談すること	一般用医薬品説明文書のために、当該一般用医薬品に関する「相談すること」を記述する。	全	max3000	文字	条件付必須	条件付必須		

<登録ルール>

・一般医薬品区分

商品の一般用医薬品区分を以下のコードリストより登録します。

コードリスト	
10	第一類医薬品
20	第二類医薬品
21	指定第二類医薬品
30	第三類医薬品

・成分・分量～相談すること

説明文書に記載している内容をそのまま登録してください。

GDS商品マスタ登録ガイドライン
第2版

平成21年4月発行

編集・発行 日本GCI推進協議会
監修 商品マスタ同期化(GDS)WG

〒141-0031 東京都品川区西五反田7-23-1第3TOCビル
財団法人 流通経済研究所内

TEL:03-6431-8814
HP:<http://www.gcijapan.jp/>

※本書の無断複写・複製、転載などを禁じます